

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例・追納制度

問い合わせ先

- 国保年金課 ☎ (93) 4085
- 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

免除・納付猶予・学生納付特例制度

経済的な理由で保険料を納付することが困難なときは、申請することで保険料の納付が免除・納付猶予になる場合があります。

■種類

- ①免除制度（全額免除・3／4免除・半額免除・1／4免除）
- ②納付猶予制度
- ③学生納付特例制度

■承認期間

- ①・②：7月から翌年6月まで
- ③：4月から翌年3月まで

■所得審査の対象者

- ①：免除申請者本人、申請者の配偶者、世帯主
- ②：免除申請者本人、申請者の配偶者
（本人が50歳未満の人のみ適用）
- ③：免除申請者本人（学生のみ適用）

※①～③のそれぞれが前年所得など定められた基準に該当することが要件になります。

■申込み

次のものを持参して、国保年金課または幕張年金事務所ですべての手続きをしてください。

- 今年または昨年に、失業や事業を廃止した人は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写し
- 学生は、学生証または在学証明書

■その他

- 免除申請を行うためには、所得の申告が必要です。
- 全額免除または納付猶予の承認がされ、翌年度以降も継続希望した人は、申請が不要で審査を受けられます。

追納制度

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、老齢基礎年金の受け取り金額が少なくなります。

しかし、10年以内であれば、保険料の追納（後払い）ができます。追納することにより、保険料を納付したときと同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。

将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

「免除」と「納付猶予」「学生納付特例」の違い

- 「免除」（全額・部分免除で納付）
免除の種類により、年金額に反映されます。
- 「納付猶予」「学生納付特例」
年金額には反映されません。

■追納に関する注意点

- 追納できるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られます。
- 保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認された期間のうち、原則古い期間の分から納付してください。
- 保険料の免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納するときは、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■申込み

追納の申込みは、国保年金課窓口または幕張年金事務所ですべての申込みを受け付けています。

消費生活
相談コラム

警察を名乗る電話に注意！

～警察がLINEに誘導することはありません～



【事例】

- 警察を名乗る電話があり、ビデオ通話に誘導されて警察手帳を見せられたことにより、個人情報を伝えてしまった。
- 下4桁が「0110」の番号から電話があり、警察を名乗って逮捕状が出ていると言われた。
- 2時間後に電話が使えなくなると言われ、犯罪審査のためとお金を請求されて振り込んだ。

【アドバイス】

- 警察がLINEのトークやビデオ通話で連絡を取ることはありません。
- 警察からと思われる電話であっても、所属や担当者名・電話番号・内線番号などを聞いて一旦電話を切り、警察署などの連絡先を自分で調べた上で相談してください。
- 知らない番号からの電話は慎重に対応しましょう。また、非通知でかかってきた電話には出ないようにしましょう。
- 相手が自分の個人情報を知っていたとしても驚かず、簡単に信用しないようにしましょう。自分からも個人情報を絶対に伝えないでください。
- 不安に感じたり、不審に思ったりした場合は、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。

問 消費生活センター ☎ (93) 5348